

報告 2

令和 5 年度三次中学校区学校運営協議会委員の辞任について

三次市学校運営協議会設置規則（令和 3 年 1 2 月 2 1 日教育委員会規則第 7 号）第 9 条の第 1 項の規定により、別紙の者が学校運営協議会委員を辞任することについて、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 9 月 2 6 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範